

## 倫理行動指針

一般社団法人京都発明協会（以下、「当法人」という。）は、公益社団法人発明協会、一般社団法人発明推進協会及び全国46道府県における発明協会（地域発明協会）と連携しながら、産業財産権に関わる特許情報の調査・分析の相談・指導、特許等の出願から権利化までの相談、権利の活用相談等、京都府における様々な事業を通じて、京都府内の企業、個人事業主が抱える知的財産上の課題や問題の解決への支援、また知財人材の育成を目指した活動を展開しております。

当法人は、このような協会活動を行いながら、広く社会にとって有用な存在であり続けるため、当法人の役員・職員・嘱託職員が心掛けるべき行動規範を定めた「倫理行動指針」を制定し、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を順守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしてまいります。

### ■倫理行動指針

1. 事業活動において法令や規則を順守することは勿論、社会規範、本倫理行動指針を順守して、コンプライアンスを目指す。
2. 相談者（顧客）が持つ知的財産に関する事案に対して相談支援等を提供し、相談者の満足と信頼を獲得する。
3. 公正、透明、適正な取引を行う。
4. 当法人の会員はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、協会の情報を積極的かつ公正に開示する。
5. 顧客情報等の個人情報をはじめとする機密情報及び営業秘密の保護・管理を徹底する。
6. 職員・相談員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、差別のない雇用、人権教育を徹底し、安全で働きやすい環境を確保するとともに、ゆとりと豊かさを実現する。
7. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、協会の存続と活動に必須の条件として、主体的に行動する。
8. 地域における知的財産権制度の理解増進に資するために積極的に社会貢献活動を行う。
9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の取引を行わない。
10. 地域社会の一員として、法律遵守、人権を含む各種規範の尊重はもとより、地域社会に配慮した事業運営を行い、地域の発展に貢献する。
11. 当法人は、本行動指針の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、当法人内にその徹底を図るとともに、当法人内外の意見を常時把握し、実行ある体制を確立する。
12. 本行動指針に反するような事態が発生した時は、当法人は問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で、厳正な処分を行う。

以上